

別表（第2条関係）（補助金関係）

番号	補助事業名	目的	事業主体	補助対象経費	補助率又は補助金額
1	森づくり担い手育成支援事業	森づくりの推進に要する人材を育成することにより、森林整備の推進を図る。	豊田森林組合	①森づくり団地化推進要員の育成支援 森づくり団地を推進するための臨時職員の賃金（日当、雇用者負担の社会保険料、労災保険）	8/10以内
2-1	矢作川水源林対策事業（森林整備）			公益財団法人矢作川水源基金が定める水源林地域対策事業業務方法書及び水源林対策事業助成金交付要領に基づき実施する森林整備事業に要する事業費。	水源林対策事業助成基準による。ただし、間伐については、別途、要領に定めたとおり
2-2	矢作川水源林対策事業（作業路）	優良森林の造成・保育を促進し、水源涵養機能の充実を図る。	林業事業者又は森林所有者	公益財団法人矢作川水源基金が定める水源林地域対策事業業務方法書及び水源林対策事業助成金交付要領に基づき実施する作業路整備事業に要する事業費及び新設に伴う測量設計費。なお、諸経費は直接工事費の35%以内、雑費は事業費の5%以内とする。	作業道新設は9.7/10以内（事業費上限：10千円/m） 作業道改良は7/10以内（事業費：100千円以上500千円以内） 測量設計は、千円/m（定額）
3	森林ボランティア始動支援事業	森林の整備を目的とした市民グループによる自主的な活動に補助することにより、荒廃した人工林・里山林の再生、保全を図る。	5人以上で構成し、市内の森林整備活動を自主的に行う結成後2年未満のグループで、この補助以外の同種の助成金等を受けていないもの	森林整備活動に要する経費。 なお、活動の対象とする森林の面積はおおむね0.3ha以上で、年10日以上活動するものとする。 また、同一グループに対する補助は原則として2年を限度とする。  ※交付基準については、別途市長が定める。	定額 （グループ構成員の年間活動延日数に応じて下記のとおりとする。） 100人日まで：50千円 200人日まで：75千円 201人日以上：100千円
4	森林ボランティア安全対策事業	森林の整備を目的とした市民グループのボランティア保険加入経費の一部を補助することにより、荒廃した人工林・里山林の再生、保全を図る。	5人以上で構成し、市内の森林整備活動を自主的に行うグループ	森林整備活動のボランティア保険に要する経費。 なお、活動の対象とする森林の面積はおおむね0.3ha以上で、年10日以上活動するものとする。	1/2以内（限度額：200千円）
5-1	間伐材搬出路網開設・改良事業（搬出路）			間伐材の搬出路の開設に要する経費。  幅員1.5m以上（林内作業車用）…延長×600円 幅員2.5m以上（高性能林業機械用）…延長×1,500円	3/10以内 ただし、森づくり団地計画区域内の高性能林業機械使用を目的とした搬出路については、2/3以内。
5-2	間伐材搬出路網開設・改良事業（作業路）	間伐材の搬出を促進し、間伐の円滑な推進を図る。	林業事業者又は森林所有者	作業路（幅員3.0m以内）の新設・改良に要する事業費及び新設に伴う測量設計費。 ただし、森づくり団地計画区域内に限る。 実施基準は、公益財団法人矢作川水源基金が定める水源林対策事業助成基準に準ずる。（森林環境保全整備事業実施要領に準じて開設される森林作業道を含む。）なお、諸経費は直接工事費の35%以内、雑費は事業費の5%以内とする。 ※実施要領については、別途市長が定める。	作業道新設は9.7/10以内（事業費上限：10千円/m） 作業道改良は7/10以内（事業費：100千円以上500千円以内） 測量設計は、千円/m（定額） ※県の補助金が交付される場合は、県補助金を引いた額
6	間伐促進事業	人工林の計画的、集団的な間伐を促進し、森林の公的機能の増進を図る。	林業事業者又は森林所有者	①愛知県が定める森林造成等補助金交付要領、造林事業実施要領及び小規模森林育成事業実施要領に準じて、実施する間伐に要する経費。 ただし、間伐率30%以上（針広混交誘導林については40%から60%）の間伐に限るものとする。 ②愛知県が定める林業振興対策事業補助金のうち次世代林業基盤づくり事業に基づき実施する間伐材生産に要する経費。  ※実施要領については、別途市長が定める。	切置き間伐：9/10以内 ただし、次にあげる間伐については10/10以内 ・針広混交誘導林の40%以上60%未満の間伐 ・森づくり団地計画区域内の40%以上60%未満の間伐 ・森づくり団地計画区域内の木材生産林で30%以上40%未満の間伐かつ1,000本/ha以上から1,000本/ha未満となる場合 利用間伐：森づくり団地計画区域内に限り、5/10以内 間伐材生産：定額 ※県の補助金が交付される場合は、県補助金を引いた額
7	高性能林業機械施業促進事業	機械化・省力化した高性能林業機械施業による集団的施業及び木材搬出を促進し、林業経営の安定化を図る。	林業事業者	高性能林業機械のレンタルまたはリースに要する経費 ただし、レンタルは、受託による利用間伐作業に従事した日数に限る。 また、リースは令和4年度以前にリース契約を行い、かつ当補助金を受給し、当初リース契約期間内の機械に限る。	1/3以内 ただしリース補助は2/10以内
8	高性能林業機械導入事業	機械化・省力化した高性能林業機械施業による集団的施業及び木材搬出を促進し、林業経営の安定化を図る。	林業事業者	高性能林業機械の新規導入に係る経費。このうち購入の場合は、利用間伐面積の拡大に資する場合に限る。リースの場合は、国庫の交付要領等に基づく場合に限る。	2/10以内 ただし新たな作業システムに必要な機種については4/10以内
9	山間地営農等振興事業	自然的・経済的・社会的諸条件に恵まれない山間地において、地域格差を是正し、均衡のとれた発展を期すため、公益的視点に立った地域開発の方向に基づき、農林漁業振興の強力な推進を図り、林業者の負担を軽減し、活発な林業活動を促進する。	林業者の組織団体	愛知県山間地営農等振興事業実施要領及び実施基準に基づき行われる施設等に要する経費	6/10以内 ただし、事業協同組合等が行う木材の搬出・加工・流通に資するものについては8/10以内
10	地域材流通加工施設整備事業	木材の流通加工施設の整備を促進し、木材の利用促進を進め、林業の振興と森林の保全を図る。	地域材流通加工事業者 又は豊田森林組合	木材（地域材）加工設備の新設または更新に要する経費	3/10以内 ただし、国庫補助が適用される場合には1/10以内（限度額：1,000千円）
11	新規就業者育成推進事業補助金	豊田市における林業従事者を確保し、定着を図り、事業推進体制の構築を図る。	豊田森林組合	①「緑の雇用」事業 国が定める林業振興事業実施要領、「緑の森づくり」総合支援対策補助金交付要領及び「緑の雇用」新規就業者推進事業実施要領に準じて、実施する林業作業の研修に要する経費。 研修期間を含めて起算して5年目終了時に奨励金。 ②新規採用職員育成支援事業 新規採用者が、市が定める林業大学校等への就学に要する経費。 ※実施要領については、別途市長が定める。	別途要領に定めた実施基準による 奨励金300千円（「緑の雇用」事業のみ）
12	森林環境教育活動事業補助金	市民団体等による自主的な森林環境教育活動に対して、費用の一部を補助することにより、活動を促進し、森林環境教育を幅広い層へ拡充させるため。	市内で森林環境教育活動を自主的に行うNPO、市民団体、自治区等	森林環境教育活動に要する経費。 ※実施要領については、別途市長が定める。	9/10以内 （限度額：150千円/講座1日あたり）
13	林業安全対策用設備導入事業	林業安全対策用設備の導入を促進し、林業事業者における安全伐倒技術向上を図る。	豊田森林組合	林業安全対策のための機械（伐倒練習機等）購入に要する経費	1/2以内 ※国庫の補助金が交付される場合は、国庫補助金を引いた額

※ 補助金の額の算定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※ 第3条第1項第3号の「市税完納証明書」の添付が必要な事業は、上記2-1、2-2、5-1、5-2、6、7、8、9、10の補助事業とする。

ただし、申請者が豊田森林組合及び所在地が市外の事業者は添付を省略する。

※ 第8条第1項の定めに基づき「着手・完了報告書」の提出が必要な事業は、上記2-2、5-2、9、10、12、13の補助事業とする。

ただし、2-2及び5-2において路線が複数の場合は、路線毎とする。